

のみならず陪審陪審者もその事とせざるやの感あり  
犯人の罪の重罰は犯行の事實に對するものに非ず、犯  
人の社会的適性を以て目的とするものなるべし  
勞働争議に於ては暴行留置の取締は逸  
感である。暴行の留置をなすしめざれば努力するこ  
とが警察官取締の最も肝要なるものとなさばよく  
こは正しくある。

この意味に於て所轄署の取締が單に核束の濫用  
のみならず、或るに於て

固り平等の非は組合員に於て、況んやその行動